

情報提供システムに登録されている「登録番号」を記入してください。
例：豊中市(27)00**、豊中市(R01)00** 等

メールアドレスは、今後も連絡に使用しますので、必ず記入してください。

【定期報告 記入要領】

○全ての回答に対して、プルダウンメニューから選択します。「はい」「いいえ」の各回答に該当する場合は、を選択、元に戻す場合は、を選択してください。

○背景が黄色の項目にすべて記入してください。

注) 住宅が建設中である場合や未入居のために回答できない設問がある場合は、記入できる範囲で、記入してください。

入力完了すれば、欄外の「未回答」が「完了」に変わります。

「はい・いいえ」欄のを選択すると、メッセージが自動表示されます。表示に従って、回答してください。
※以下の質問も同じ

(4) : 「はい」の場合も、以下の人数等(背景が黄色の項目)を入力して(5)に進んでください。

(4) 単身戸数・同居戸数：現在入居している住戸の戸数を記入してください。(空き部屋はカウントしません。)

登録番号	住宅名称										入居戸数との差 0戸
事業者名	住宅住所		豊中市								
報告者名	入居開始日		平成	令和	年	月	日				
TEL/FAX	メールアドレス				登録戸数						
項目	内容					はい	いいえ	根拠規定			
(1)	登録住戸を他の用途に利用していない。					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法1条		完了	
(2)	登録事項や添付書類に変更があった場合、30日以内に市長への届出なければならないことを知っている。					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法9条		完了	
(3)	サ高住に登録後、改修等を行った。					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法7条		完了	
	※改修等を行った場合は、①～③へ回答してください										
	①各居住部分の床面積を変更した。					<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法7条第1項1号		完了	
	・ 25平方メートル以上あり、問題ない。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			複数回答不可	
	・ 床面積は25平方メートル未満だが、高齢者が共同で利用するための食堂や居間等を備えている。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			複数回答不可	
	・ 床面積は18平方メートル以上ある。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			複数回答不可	
	・ 担当部局に相談中、又は変更届出書を提出済み。					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			複数回答不可	
	②構造、設備を変更した。					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法7条第1項2号		完了	
	※設備内容を変更した場合は、以下に回答してください										
	・ 台所、収納設備、又は浴室を各住戸内に備えている。					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			完了	
	・ 台所、収納設備、又は浴室を各住戸内に備えていないが、豊中市が定める共用基準を満たしている。					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			完了	
	・ 施錠可能な収納設備を住戸と同数以上設置している。					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			完了	
	・ 浴室を男女別かつ10住戸につき1人分の浴室を設置している。(ただし、エレベータがない場合は居室のある階ごとに設置)					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			完了	
	・ 緊急通報装置を備えている。(平成27年5月31日以前の登録住宅については居室内。平成27年6月1日以降に申請された登録住宅については居室内・便所・脱衣室・浴室(共用部分に設置されているものを含む))					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法7条第1項9号(追加基準)		完了	
	・ 担当部局に相談中、又は変更届出書を提出済み。					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			完了	
	③バリアフリー構造(加齢対応構造等)を変更した。					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法7条第1項3号		完了	
	※バリアフリー構造適用部分										
	●床…段差 ●居室…出入口の幅 ●居住部分の階段…段差等・手すり										
	●通路…幅 ●浴室…出入口の幅・広さ ●便所…手すり、寝室のある階にあること										
	※バリアフリー構造を変更した場合は、以下に回答してください										
	・ 登録基準を満たしている。					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			完了	
	・ 担当部局に相談中、又は変更届出書を提出済み。					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			完了	
(4)	入居者の資格は以下のとおりで相違はない。					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法7条第1項4号		完了	
	・ ①単身高齢者か②高齢者+同居者(高齢者には60歳未満の要介護認定、要支援認定者を含む)										
	入居戸数	0戸	単身戸数	同居戸数	60歳未満 要介護認定者	60歳未満 要支援認定者			未回答		
	入居者数	自立	要支援1	要支援2	要介護度1			未回答			

項目	内容	各項目の「はい」「いいえ」欄にプルダウンメニューから☑を選択してください。⇒	はい	いいえ	根拠規定	
	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5	不明	突合エラー
	(5) 安否確認、生活相談サービスを以下の①～③のとおり提供している。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法7条第1項5号	完了
	以下に回答してください		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		複数回答不可
	①日中常駐しサービスを行う専門職員を配置し、人数及び総人員は登録のとおりである。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		複数回答不可
	②専門職員は以下のものに該当している。 ●社会福祉法人の職員 ●自ら設置する住宅を管理する医療法人の職員 ●委託を受けてサービスを提供する社会医療法人の職員 ●居宅介護サービス事業者の職員 ●有資格者（医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、ホームヘルパー1級・2級、介護職員初任者研修課程の修了者）	確保人数	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		複数回答不可
	③職員が常駐していない時間帯は、緊急通報装置で把握できている。 あるいは、夜間等を含め24時間、職員が常駐している。	夜間常駐人数	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		複数回答不可
	(6) 入居契約は以下の①～⑤に全て該当する。 ⇒(7)へ進んでください		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法7条第1項6号	完了
	①全て書面もしくは電磁的記録により契約をしている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ	複数回答不可
	②具体の部屋番号を記載するなど、居住部分を明示した契約である。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ロ	複数回答不可
	③権利金（敷引きを含む）その他の金銭を受領していない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ハ	複数回答不可
	④入居者の同意を得ず、変更及び契約解除できない契約となっている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ヘ	複数回答不可
	⑤状況把握・生活相談サービス以外のサービス選択に係る説明書を交付して説明している。（平成27年6月1日以降の登録申請住宅に対し適用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法7条第1項9号（追加基準）	複数回答不可
	(7) 前払金は発生していない。 ⇒(8)へ進んでください		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法7条第1項6号	完了
	①全て書面もしくは電磁的記録により契約をしている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	二、ホ	複数回答不可
	②前払いした家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を説明している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	複数回答不可
	③上記期間中に契約解除、死亡等で契約終了した場合の返還額の推移を説明している		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	複数回答不可
	④算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法を明示している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法7条第1項6号	複数回答不可
	⑤金融機関等による保全措置がなされている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法7条	複数回答不可
誇大広告の禁止	(8) 誇大広告は行っていない。 事実に相違する表示や実際より著しく優良で若しくは有利であると誤認させるような表示を行ってはいけない。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法15条	完了
契約締結の説明	(9) 入居契約は、賃貸借契約である旨、説明している。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	完了
	(10) 入居契約を締結するまでに、登録事項及び契約内容に関する事項（重要事項説明・管理規程を含む）を書面もしくは入居しようとする者の承諾を得て電磁的記録により説明している。 ※サービス提供事業者を自由に選択できることについては(6)⑤を適用		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	完了
	(11) 登録申請時に添付した契約書様式と同じもので入居契約している。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法9条	完了

項目	内容	各項目の「はい」「いいえ」欄にプルダウンメニューから☑を選択してください。⇒	はい	いいえ	根拠規定	
帳簿の備付け等	(12) 登録住宅の修繕及び改修の実施状況を帳簿に記載し保存している。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条	完了
	(13) 入居者からの金銭受領の記録を帳簿に記載し保存している。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条	完了
	(14) 入居者に提供した高齢者生活支援サービスの内容を帳簿に記載し保存している。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条	完了
	(15) やむを得ず入居者の身体的拘束を行った場合、その態様及び時間、入居者の心身状況、及び拘束理由を記載し保存しなければならないことを知っている。 ※該当なし		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条	未回答
	(16) 入居者及び家族からの苦情内容を帳簿に記載し保存している。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条	完了
	(17) サービス提供で、事故が発生した場合の状況及び処置内容を記載し保存している。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条	完了
	(18) サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託する場合、委託事業者の称号、名称又は氏名及び住所並びに委託にかかる契約事項及び業務の実施状況を帳簿に記載し保存している。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条	完了
(19) 帳簿は各年度の末日で閉鎖し、2年間保存するルールである。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条	完了	
その他	(20) 生活保護受給者の保護費等を事業者（委託事業者を含む）が直接管理する場合は、管理規定や契約書に基づき適正に管理している。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法7条第1項9号（基本方針）	完了
	(21) 入居者に対して以下の①～④のいずれかのサービスを提供している。 ①食事の提供、②介護（入浴、排泄、食事）、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法6条	完了

(15) (20) : 該当しない場合、「はい」「いいえ」は選択せず、「内容」欄に「※該当なし」と入力してください。

全ての入力が完了しましたら、「定期報告書」のファイルを一旦パソコンへ保存してください。ここをクリックしてメールソフトを起動させます。（自動起動しない場合は手動で起動させて下さい。）このメールアドレスが入力されていることを確認し、「定期報告書」を添付のうえ、送信してください。

ご記入ありがとうございました。
右メールアドレスへ本資料を添付の上、
9月30日までに電子メールで送信お願いします。⇒

豊中市都市計画推進部住宅課

jutaku@city.toyonaka.osaka.jp